

(会議録と一部異なる部分があります。)
平成 27 年第 2 回設楽町議会臨時会会議録

平成 27 年 5 月 1 日午前 9 時 00 分、第 2 回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人 | 2 河野 清 | 3 金田敏行 |
| 4 夏目忠昭 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 伊藤 武 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋 浩 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	滝本光男	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 議事日程

〔第 1 号〕

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 (選挙第 2 号) 議長の選挙

〔第 1 号の追加 1〕

日程第 1 (選挙第 3 号) 副議長の選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名について

日程第 4 会期の決定について

日程第 5 諸般の報告

日程第 6 行政報告

- 日程第 7 常任委員の選任
日程第 8 議会運営委員の選任
日程第 9 同意第 2 号
設楽町段嶺財産区管理会委員の選任について
日程第 10 議案第 51 号
工事請負契約の締結について
〔第 1 号の追加 2〕
日程第 11 選挙第 4 号
東三河広域連合議会議員の選挙
(追加)
日程第 12 選挙第 5 号
北設広域事務組合議会議員の選挙
(追加)
日程第 13 同意第 3 号
設楽町監査委員の選任について
(追加)
日程第 14 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
(追加)

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

事務局長 おはようございます。議会事務局長の鈴木でございます。本臨時会
は、一般選挙後の初めての議会です。議長が選挙されるまでの間は、地方自
治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が、臨時に議長
の職務を行うことになっています。

年長の夏目議員を、御紹介します。夏目議員、議長席へお願いします。

(夏目議員 議長席へ)

臨時議長(夏目) おはようございます。ただいま、御紹介をいただきました、
夏目忠昭です。地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行
います。なにとぞ皆様よろしくお願ひ申し上げます。お諮りします。この度、
設楽町議会議員選挙に当選され、本日が、初議会であります。会議に先立ち
まして、自己紹介をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 ありがとうございます。異議なしの声がありました。それでは、た
だいまから自己紹介を議員議席 1 番の議員から順次お願ひ致します。

(各議員自己紹介)

臨時議長 それではただいまから、平成27年第2回設楽町議会臨時会を開催します。これから本日の会議を開きます。

臨時議長 日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

臨時議長 日程第2（選挙第1号）「議長の選挙」を行います。選挙の方法について、議会事務局長より説明させます。

事務局長 では説明させていただきます。選挙の方法と手続きについて説明いたします。議会の選挙は、公職選挙法の一部が準用されます。議長の選挙は、地方自治法第103条の規定により行われるもので、選挙の方法については、同法第118条に規定されており、投票による方法と、指名推選の方法があります。また、設楽町議会会議規則第4章にその手続きが規定されており、これに従うこととなります。それではまず、投票の方法について説明いたします。投票は、単記無記名です。当選人の決定のための得票数は、有効投票、本日は12票になるかと思えますけれども、これを選挙する者の数、今回は1人になりますが、で除して得た数の4分の1以上、ですので、すべての表が有効であれば今回は3という数字となります。3票以上が必要な得票数となります。同数のときは、くじにより当選人を決定することとなります。また、法定得票数に満たないとき、または、当選人が辞退されたときは、再選挙ということとなります。

次に、指名推薦の方法について説明します。議長の発議、あるいは議員の動議により行うことができます。この指名推選が成立するためには、「議員全員が指名推選方法に異議がないとき」あるいは「指名人について議員全員、異議がないとき」それから「被指名人（当選人になりますけれども）について、議員全員異議がないとき」に成立します。いずれかの場合に異議がある場合は、その時点で、投票による方法に変更することとなります。説明は以上です。

臨時議長 お諮りいたします。ここで、休憩したいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へ

お集まりください。

休憩 午前9時13分

再開 午前9時16分

臨時議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。議長の選挙を行います。選挙の方法は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

[確認]

臨時議長 ただいまの出席議員は12人です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番河野清君と2番今泉吉人君を指名します。投票用紙を配ります。投票は、単記無記名です。

[投票用紙の配布]

臨時議長 投票用紙の配布漏れはございませんか

(なし)

臨時議長 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

臨時議長 投票箱異常なしと認めます。ただいまから投票します。1番から順番に投票をお願いします。

[投票]

臨時議長 確認します。投票漏れはございませんか

(なし)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。開票を行います。1番河野清君及び2番今泉吉人君。開票の立会人をお願いします。

[開票]

臨時議長 選挙の結果を報告します。投票総数12票、得票総数12票、無効投票0票です。有効投票のうち土屋浩議員8票、田中邦利議員3票、金田文子議員1票、以上のおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって土屋浩君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

[確認]

臨時議長 土屋浩君がここにいますので告知します。これで、議事進行を議長に交代いたします。御協力ありがとうございました。新議長、土屋浩君、議長席をお願いいたします。

[臨時議長自席へ戻る、議長着席]

議長 ただいま議員各位の御推挙をいただきまして、新しく議長に就任をいたします。もとより微力ではありますが、円滑な議会運営に尽くし、そして先ほども申しましたが、また、一から私は議会のあり方を皆さんと共に考えていく議会にしたいと思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 第2回設楽町議会臨時会日程第1号の追加1を配布してあります。その日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。お諮りをします。ここで休憩をしたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前9時25分

再開 午前9時28分

議長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第1「副議長の選挙」を行います。選挙の方法は、投票で行います。議場の入り口を閉めてください。

[確認]

議長 ただいまの出席議員数は12人です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番河野清君と2番今泉吉人君を指名します。投票用紙を配ります。投票は、単記無記名です。

[投票用紙の配布]

議長 投票用紙の配布漏れはありますか

(なし)

議長 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

議長 異常なしと認めます。ただいまから投票をします。1番から順番に投票をお願いします。

[投票]

議長 投票漏れはありますか。

(なし)

議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。1番河野清君と2番今泉吉人君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

議長 選挙の結果を報告します。投票総数12票、得票総数12票、無効投票0票です。有効投票のうち松下好延議員8票、金田文子議員2票、田中邦利議員1票、高森陽一郎議員1票です。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって松下好延君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

[議場を開く]

議長 松下好延君がここにいますので告知をします。副議長、あいさつをお願いします。

[副議長登壇]

副議長 ただいま副議長という席に着かせていただきました松下です。議長を支えながら設楽町及び議会の運営で、円滑な議会運営ができますことを、一生懸命がんばってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

[副議長自席に戻る]

議長 お諮りをします。ここで、休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前9時36分

再開 午前9時55分

議長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第2「議席の指定」を行います。議席は、議会規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定します。指定しました議席へ氏名標を持って移動をお願いします。

議長 日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、議会規則第120条の規定によって1番今泉吉人君、2番河野清君を指名します。

議長 日程第4「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議長 日程第5「諸般の報告」を行います。議長として、1件報告いたします。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成27年3月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。以上で、「諸般の報告」を終わります。

議長 日程第6「行政報告」を行います。町長から、あいさつを兼ねて行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 あらためまして、おはようございます。議員の皆様方には、議員任期最初の議会臨時会に御出席をいただきましてありがとうございます。時も早、桜のシーズンが過ぎ去り、5月皐月の、端午の節句を迎える、こうして風薫るすがすがしい季節となってまいりました。先日執行されました設楽町議会議員一般選挙につきましては、定数12名の枠に対しまして、立候補届者が12名でありまして、公選法に基づき投票を行うことなく、届出された方が新たな議員として当選人に決定されたところであります。改めて御当選となられた皆さん方、誠におめでとうございませう。また、ただいま選任がされました土屋浩議長、並びに松下好延副議長のご就任、重ねてお祝いを申し上げます。議会議員となられた皆さん方には、町民から多方面にわたり大きな期待が寄せられ、その責務を担われる立場となられたところでありまして、改めて私から申し上げるまでもありませんが、お一人おひとりが大きな志と使命感を持たれ、この重責あるお立場に、改めて敬意を払うところであります。こうした重責を担われる皆さん方に、私からも、ぜひ今後の設楽町繁栄のためにご尽力いただきますことに御期待をさせていただくと同時に、私ども町執行部といたしましても、議会と共に、互いに町の発展と町民のための町政に取り組み、より良いまちづくりに努めてまいりたいと、決意を新たにしたいところでございませう。

それでは行政報告をさせていただきます。まず、第1点目は、第34回全国さくらシンポジウム in 奥三河についてであります。去る4月2日に全国の桜の名称を持つ自治体や桜研究者等、約1200名が新城文化会館に集い、桜の名所づくりをテーマに盛大に開催されたところであります。本町では、翌3日に現地見学会が開催され、福田寺のしだれ桜、また清水の小彼岸桜、八橋のウバヒガン桜を見ていただき、参加者の皆さんから全国的にも素晴らしいという賞賛の声をいただいたところでもございませう。今後、町といたしましても、さらに花の名所として、積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に第1回奥三河パワートレイルについてであります。4月12日の日曜日でありましたが、第1回奥三河パワートレイルが開催され、総距離63km、制限時間が12時間、累積標高が4000mという大変過酷な大会で全国各地から758名が参加され、完走者234名、完走率約3割でありました。設楽町内には、コース途中で水分や食べ物を補給できるよう、津具と小松の2箇所のエイドステーションにおいて、町民ボランティアの方たちによって、選手へ

のサービスに努めていただき、大変手厚い応援でランナーを迎えることができました。関係された地域の皆様のご尽力に心から感謝を申し上げます。この大会は次年度以降も継続されるものと聞いており、当地で開催することによって、全国の皆さんに、設楽町の良さを知ってもらうとともに、地域の皆さんが、元気になるよい機会でありますので、今後もこの大会を活かし、地域の活性化に努めてまいりたいと思っております。

次に4月17日、金曜日であります。設楽町と名古屋大学大学院環境学研究所と連携協力協定の調印を行いました。本協定は、設楽ダムを活かした地域振興策や少子高齢化など、町の抱える課題の解決にむけて、名古屋大学から助言、相互の人材育成、有識者の派遣をいただき、新たなまちづくりについて、幅広い視点からの協力をいただき、より良い計画プランを策定するため協定を締結いたしました。なお名古屋大学とは、昭和30年代に町内に牧場を誘致したことに始まり、現在は名古屋大学の加藤准教授に北設楽郡公共交通活性化協議会の座長をお願いするという事など、こうした意味で大変ご縁があり、今回調印にいたった次第であります。

次に国道473号設楽バイパスの開通記念式についてであります。平成9年度の事業着手以来、18年もの長きにわたり、整備が進められてきました一般国道473号設楽バイパス、和神間が関係各位の深い御理解、御協力により、全線開通を向かえることができました。この度、長年、多くの方が待ち望んだ総延長3100mの設楽バイパスの開通を祝うため、6月6日土曜日の午前10時30分から岩古谷トンネル平山側において、設楽バイパス開通記念式を執り行いますので、議員の皆さんの御臨席をよろしくをお願いいたします。以上で行政報告を終わります。

本日は段嶺財産区管理委員会委員の選任1件、工事請負契約の締結1件、監査委員の選任1件を上程させていただきますので、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 以上で、「行政報告」を終わります。

お諮りします。ここで、休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前10時9分

再開 午前10時25分

議長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第7「常任委員の選任」を行います。お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条

第1項の規定により、総務建設委員会、2番河野清君、3番金田敏行君、6番高森陽一郎君、7番熊谷勝君、9番山口伸彦君、と12番私です。文教厚生委員会、1番今泉吉人君、4番夏目忠昭君、5番金田文子君、8番伊藤武君、10番田中邦利君、11番松下好延君を指名をしたいと思ひます。御異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名したとおり各常任委員会の委員を選任することに決定しました。常任委員の方には、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願ひます。お諮りします。ここで、休憩としたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。各常任委員会における、正副委員長の選任の報告がありましたので、報告をいたします。総務建設委員会委員長に、3番金田敏行君、副委員長に、6番高森陽一郎君。文教厚生委員会委員長に、4番夏目忠昭君、副委員長に、5番金田文子君が選任をされました。

お諮りします。ここで、休憩としたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時44分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第8「議会運営委員の選任」を行います。お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、3番金田敏行君、4番夏目忠昭君、8番伊藤武君、9番山口伸彦君、10番田中邦利君、11番松下好延君を指名したいと思ひます。御異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名いたしましたとおり議会運営委員会の委員を選任することに決定をしました。議会運営委員の方には、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果をご報告願ひます。お諮りします。ここで、休憩としたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。

休憩 午前 10 時 45 分

再開 午前 11 時 00 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。議会運営委員会における、正副委員長を選任の報告がありましたので、報告をいたします。議会運営委員会委員長に、8 番伊藤武君、副委員長に、10 番田中邦利君が選任されました。お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 11 時 15 分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 15 分

議長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 9 (同意第 2 号)「設楽町段嶺財産区管理会委員の選任について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第 2 号「設楽町段例財産区管理会委員の選任について」、次の者を設楽町段例財産区管理会委員に選任したいので、設楽町財産区管理会条例第 3 条の規定により、議会の同意を求める。平成 27 年 5 月 1 日提出、設楽町長横山光明。氏名につきましては丸山昌春、委員の欠員に伴いまして補充選任する必要があるために選任をお願いするものでございます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。同意第 2 号の採決をします。採決は起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。同意第 2 号は、同意することに決定をしました。

議長 日程第 10、議案第 51 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 51 号「工事請負契約の締結について」、次のとおり工事請負契約を締結したいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得また

は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。契約の目的、設楽町立名倉保育園建設工事、契約の方法、一般競争入札（事後審査型）でございます。契約金額、200,880千円、契約の相手方、愛知県北設楽郡設楽町田口字太田1番地7、株式会社太平建設、代表取締役金田新治郎、平成27年5月1日提出、設楽町長横山光明。4月27日、入札によりまして本工事の落札者が決定され、仮契約を締結したので議会の議決をいただくものでございます。1枚はねていただきますと、参考資料、入札の状況等記載されたものを添付してございます。もう1枚はねていただきますと、開札の結果につきまして資料を添付させていただいております。もう1枚はねていただきますと、当工事の概要につきまして、場所あるいは建物の構造等詳細について添付資料を添付させていただいております。よろしく御審議をお願いしたいと思っております。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 契約に先立って、契約変更の可能性はないのか。大丈夫なのかということ伺います。なぜならば、前、清嶺保育園の時にも岩盤の問題で、それから役場本庁舎の時にも地盤、岩盤の問題で契約変更があったから、そういった懸念はないのかどうかということ伺います。

町民課長 契約変更についてでございます。今、御指摘の岩盤の件につきましては、あると思っております。それは設計段階ではボーリングの調査を行いまして、設計をしております。しかしそれは点での調査でございます。点でのボーリングによって、推定岩盤線等を調査しておるものでございまして、掘削の状況により岩盤があらわれる、水道があらわれるというようなことがございましたら、それは設計変更の対象になると考えております。

5 金田 必要なものは費用がかかるということはしょうがないと思うのですが、この名倉保育園については、予算議会のすぐ直後に補正があり、住民の皆さんからいろいろ質問が、私のところにも寄せられております。で、さらにまた増えたりなんかすると、また住民の皆さんから心配、おかしいのではないかという、詳しいことを突き詰めていないと、そういうふうになってしまいますので、途中でいろいろな状況については、早い段階で出していただくようお願いして質問を終わります。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 3枚目の開札結果のところ、質問をしたいと思っておりますけれども、質問の趣旨は入札のあり方に関連するものであります。一番下の第一回入札という欄、一覧表がありまして、入札金額、その次に予定価格という欄、項目があるのですが、No1の会社以外はすべて×になっています。要するに×ということは、予定価格以上の価格で入札をしたのですけれども、不思議に思う

のは、前に、予算で 205,200 千円の予算額があるのですが、それは消費税込みだと思うのですね。それよりも多い金額を入札する会社というのは、どういう考えで入札をされておるのか理解できませんが、町の方としましては、どんなふうに、そこらへんは考えているのでしょうか。

副町長 先日ですね、急きょ補正予算をとらせていただきまして、議会の議決をいただいたわけですけれども、業者さんにつきまして、その数値が全ての方が御承知ということではないと思います。役場としましては、いろいろな積み上げによりまして、設計額を決めさせていただいております。それで予定価格を決定しております。予定価格以下になったものについて、落札ということで、契約をさせていただくという内容でございますので、先ほど言いましたように、すべての業者さんが予算書イコールという、その数字を把握しているということには少しはならないかとも思います。

10 田中 そうするとですね、これは郵送して入札する方式だと思うのですけれども、そうでなかったらまたもっと問題になるのですが、不勉強きわまりないじゃないですか。入札業者が。あるいは落とす気がないということで、要するに入札価格を決定しているのではないかと。私、思いますに、こういう建築事業についても、積算するソフトがあると思うのですね。それでかなり接近した入札価格が出てくるといふふうに聞いたのですが、土木の場合と建築の場合違うよというような御意見もありましたが、かなり正確にはじけるように、今なっているということで、こんなふうに並んで少しずつ高くなっていくということが、だいたい不自然ですし、要するに、本当に公正、透明ガラスばりの、入札が本当に行われているのかと、疑問に思いますが、その業者さんのほうのそういう対応というのは、役場のほうは黙っているのですか。

副町長 今、御質問のあった件でございますけれども、特に指名競争入札でやりますと、そういうことがおこり得るといふようなことが、御指摘があります。今回ですね、ここに書かせていただいておりますけれども、一般競争入札という形でやらせていただいております。資格のある方はすべて応札していただきたいという入札の方法でやっておりますので、資格要件にあった方については、全員が応札の可能性があるのでございます。それと建築につきましては、一般土木のように、愛知県のほうで労務単価とか、いろいろな単価を、積算して、その額が一般的なソフト的なものでわかるという状況ではございますけれども、建物につきましては、かなり見積もりの部分がございます。なかなか積算が難しいといふことがあるかと思えます。ですので、きちっとした数字というのは、それぞれの会社において、しっかり積算していただいて、入札をしていただいたものと思っております。

10 田中 肝心な質問に答えていただけていないのですが、情報招集にこんなに不熱心な入札があるかというお尋ねをして、町はそれに対して、それぞれの、業者の情報把握についてどんなふうを考えているのか。非常に不十分なかたちで入札してもらってもなめられているっていうか、ただ単に応募してくるっていうだけに終わってしまうんじゃないですか。もっと真剣な入札でなければならないと思うのですが、その点をどう考えているかということをお聞きするのです。

副町長 先ほどもちょっと冒頭で答えさせていただきましたけれども、指名競争入札の場合はですね、そういう可能性があるということを指摘されております。一般競争入札でございますので、資格のある方については、すべて応募ができるというような体制でございます。情報収集っていうのが、予算書を見てないから情報収集されてないというような御指摘のように聞こえますけれども、業者さんはいろいろな積み上げによって、その積算を出してみえると思っております。その積算が、たとえば予定価格に届かないという御判断をされれば、それはその会社の儲けがないとか赤字になるとかいうようなことになりますので、それは業者さんの判断で、予定価格以下で、落とされて、その中で儲けが出るということであれば業者さんが適正な価格で落札をするという形になると思っております。

議長 ほかにありませんか。

6 高森 本体のことでお聞きします。この木造物は清嶺保育園と同じくらいの規模じゃないかと思うのですが、清嶺の場合は屋根がくい違いになっておまして、片屋根式になって、しかも天窓は立ち上がっておりますから、暴雨雪の時に、なかなか雨が漏れにくいのですが、この図面を見ますと、天窓が屋根に設けてあります。数にすると6個ありますが、こういう屋根に直に穴を開けるということは、これはやっぱり設楽中学の例もありますので、漏れる、そういうふうな心配も出てきます。なるべくそういう構造は避けて、屋根は穴をあけないというようなことが必要だと思います。それから、そうして片流れが大きくなると、今度は2列に配している26個のこのパネルが3列、4列になる可能性がありますので、そのへんも考えて、もうちょっとこれの見直しはいかがかなと思いますけどどうでしょうか。

町民課長 構造につきましては、これで大丈夫ということで設計をされております。施工上のことにつきましては、施工管理の中でしてまいります。当面、こういうものについて、不都合が出れば考えますが、当面はこの設計のまま施工してまいりたいと考えております。

6 高森 設計は変更可能だと思いますが、とりあえず天窓に、屋根の上に穴をあけるというのは、ひとつ施工としてはよろしくない方法だと思いますので、

なるべく穴をあけなくて、1個ならいいですけどね、たくさんありますので、何かの時に劣化するとそういうような不安が出てきて、どこから漏れたかわからないような、そういうような構造になってきますので、やはりここは慎重に、せつかく2億円も使う施設ですので、慎重に対応していただきたいと思いますが、改めてもう1回答弁をお願いします。

町民課長 御心配は承知いたしました。当面これを変更するという予定では進めません。当初設計で発注したものでございますので、これはこれとして、当初の設計のまま進めてまいります。先ほど申しましたように施工上の不都合ですとか、後々のことが想定されるとか、そういうことがありましたら、それは設計変更の対象として考えたいと、それは施工の中で考えてまいります。当面は今のままというように、先ほど申し上げたとおりでございます。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。議案第51号を採決します。採決は起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第51号は、原案のとおり可決されました。

議長 お諮りします。東三河広域連合議会議員の選挙が必要です。「東三河広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、日程第11とし、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「東三河広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。議案を配付します。

〔(選挙第4号)「東三河広域連合議会議員の選挙」を配付〕

議長 日程第11、選挙第4号「東三河広域連合議会議員の選挙」を、議題とします。

お諮りをします。ここで、休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午前 11 時 37 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。「東三河広域連合議会議員の選挙」を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をしました。お諮りします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。東三河広域連合議会議員に、7 番熊谷勝君、9 番山口伸彦君を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名をしました熊谷勝君、山口伸彦君を当選人と定めることに御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま議長が指名をしました熊谷勝君、山口伸彦君が東三河広域連合議会議員に当選をしました。熊谷勝君、山口伸彦君がここにいますので、告知をします。

議長 お諮りします。北設広域事務組合議会議員の選任が必要です。「北設広域事務組合議会議員の選挙」を日程に追加し、日程第 12 とし、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 日程を配付します。

〔(選挙第 5 号)「北設広域事務組合議会議員の選挙」を配付〕

議長 日程第 12、選挙第 5 号「北設広域事務組合議会議員の選挙」を、議題とします。設楽町選出の北設広域事務組合議会議員が欠員となっています。北設広域事務組規約第 5 条第 3 項の規定では、「組合議員に欠員が生じたときは、その欠員を生じた組合町村の議会は、補欠選挙を行わなければならない。」となっています。残任期間は、平成 30 年 7 月 14 日までです。設楽町から選出する組合議員数は、2 名です。お諮りをします。ここで、休憩をしたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午前 11 時 43 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。「北設広域事務組合議会議員の選挙」を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をしました。お諮りをします。指名の方法は議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をしました。北設広域事務組合議会議員に、私、土屋浩と 4 番夏目忠昭君を指名します。お諮りをします。ただいま、議長が指名しました、私、土屋浩と夏目忠昭君を当選人と定めることに御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま議長が指名しました、私と夏目忠昭君が北設広域事務組合議会議員に当選しました。2 名がここにありますので告知します。

お諮りをします。ここで、休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 51 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。ただいま、町長から「設楽町監査委員の選任について」の案件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 13 として、議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「設楽町監査委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第 13 として、議題とすることに決定をしました。議案の配付をお願いします。

〔「設楽町監査委員の選任について」配布〕

議長 地方自治法第 117 条の規定によって、7 番熊谷勝君の退場を求めます。
(熊谷勝議員 退場)

議長 追加日程第 13、同意第 3 号「設楽町監査委員の選任について」を、議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第 3 号「設楽町監査委員の選任について」、次の者を設楽町監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。平成 27 年 5 月 1 日提出、設楽町長横山光明。氏名、熊谷勝、任期満了に伴いまして、新たに監査委員を選任する必要があるため、選任の同意をお願いしたいものでございます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから、同意第 3 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

議長 全員です。同意第 3 号「設楽町監査委員の選任について」は、同意することに決定をしました。熊谷勝君の入場を許します。

(熊谷勝議員 入場)

議長 「設楽町監査委員の選任について」は、7 番熊谷勝君の選任に同意することに決定されたので告知をします。

議長 お諮りします。先ほど、議会運営委員長から、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」の案件が提出されました。これを日程に追加し、日程 14 とし、議題にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」の案件を日程に追加し、日程第 14 として、議題にすることに決定しました。配付をしてください。

(「継続調査申出書」配布)

議長 日程 14「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申出書のとおり、閉会中に継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定をしました。

議長 これで、本日の日程は、すべて終了しました。これで、会議を閉じます。平成 27 年第 2 回設楽町議会臨時会を閉会とします。大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前 11 時 58 分